

電 話 設 備 仕 様 書

第1章 総 則

1 概要

本仕様書は、大津市（以下「甲」という。）が事務用の電話設備を設置するにあたり、必要な事項を定めたものである。

2 業務範囲

- (1) 受注者（以下「乙」という。）は、事務用の電話設備を納入することとし、甲が指示する位置に設置及び設定すること。
- (2) 配線は原則既設流用とするが、修繕が必要な箇所については、配線モール等配線保護を含め配線を実施すること。
- (3) 電話設備の設置、耐震固定及び、設定、既設設備の撤去等の業務とし、これらに要する費用の全ては乙の負担とする。
- (4) 撤去した既設設備の廃棄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する排出事業者が適正に処理し、伝票（マニフェスト）を交付すること。
- (5) 乙は電話設備納入後、甲に完成図書を2部及び電子データを提出すること。

3 仕様

電話設備の仕様及び数量については、「第2章 電話設備仕様」のとおりとする。

4 納入場所

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 志賀分署 | 大津市木戸58番地 |
| (2) 北消防署 | 大津市真野二丁目23番1号 |
| (3) 西分署 | 大津市坂本三丁目27番33号 |
| (4) 水上出張所 | 大津市浜大津五丁目1番55号 |
| (5) 南消防署 | 大津市光が丘町5番7号 |
| (6) 南郷出張所 | 大津市南郷一丁目11番1号 |
| (7) 東消防署 | 大津市大江四丁目18番1号 |
| (8) 青山出張所 | 大津市青山五丁目13番36号 |

5 納期

電話設備納入期限は、令和7年9月1日（月）とする。

6 瑕疵担保期間

電話設備納入後より、1ヵ年間とする。

7 納入機器の承諾

落札後、乙は速やかに納入仕様書を提出し、甲と協議を行い、承諾を得ること。

8 納入機器の検査

- (1) 乙は仕様書を基に甲の立会いの上、通信試験等の検査を行い、甲の検査合格をもって納品されたものとする。
- (2) 乙は、甲の実施する検査に合格しない場合は、甲の指定する期日内に機器交換等の措置を講じること。

9 疑義

乙は本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、甲の指示に従うこと。

10 その他

乙は甲の使用している既設設備の施工痕は修復すること。

第2章 電話設備仕様

1 電話交換設備（同等性能可とする。）

通話方式	PCM 時分割五段スイッチ方式
制御方式	蓄積プログラミング制御方式
プロセッサ	32bit マイクロプロセッサ
中継方式	個別着信方式、NTTダイヤルイン方式、追加ダイヤルイン方式、分散応答方式、 中継台式（DSS コンソール）、直結式応答方
配線方式	スター配線
信号種別	DP(10pps、20pps)、PB
内線呼量	6.0HCS
録音機能	30 分以上録音可能であること。
停電対策	既設の自家発電設備から電源接続を行うこと。また、15 分間以上、電話 交換設備に供給できる容量の蓄電池及び整流器を内蔵又は別置すること。
その他	電話機能の設定変更ができること。 録音データを取り出しできること。 多機能電話については、ページング機能（館内放送）を接続すること。

2 電話機

(1) 多機能電話機（同等性能可とする。）

- ア 電話交換設備と接続、連携ができ、現在使用している VoIP-GW を介した大津市消防局内の内線接続が可能であること。
- イ 設置場所の庁舎内線が使用できること。

ウ フック・内線・短縮ダイヤル等・再呼・転送・電話帳等登録・保留・カナ及び漢字等入力・スピーカーの固定機能釦及び、機能を有すること。

エ 自由に割り当てできる釦を、24 以上有すること。

オ ディスプレイを有し、漢字、カナ、が表示可能なこと。

カ ハンズフリー機能を有すること。

キ 着信ランプ機能を有すること。

ク 録音データの再生・検索・消去等が可能なこと。

ケ 50 件以上の電話帳登録ができ、登録済みデータを、検索・表示・発信・消去等ができること。

コ 発信履歴及び、着信履歴機能を有し、検索・表示・発信・消去等ができること。

(2) 多機能電話機（コードレス）（同等性能可とする。）

ア 電話交換設備と接続、連携ができ、現在使用している VoIP-GW を介した大津市消防局内の内線接続が可能であること。

イ 設置場所の庁舎内線が使用できること。

ウ フック・内線・短縮ダイヤル等・再呼・転送・電話帳等登録・保留・カナ及び漢字等入力・スピーカーの固定機能釦及び、機能を有すること。

エ 自由に割り当てできる釦を、24 以上有すること。

オ ディスプレイを有し、漢字、カナが表示可能なこと。

カ ハンズフリー機能を有すること。

キ 着信ランプ機能を有すること。

ク 録音データの再生・検索・消去等が可能なこと。

ケ 50 件以上の電話帳登録ができ、登録済みデータを、検索・表示・発信・消去等ができること。

コ 発信履歴及び、着信履歴機能を有し、検索・表示・発信・消去等ができること。

(3) 停電時対応多機能電話機（同等性能可とする。）

ア 電話交換設備と接続、連携ができ、現在使用している VoIP-GW による大津市消防局内の内線接続が可能であること。

イ 設置場所の庁舎内線が使用できること。

ウ フック・内線・短縮ダイヤル等・再呼・転送・電話帳等登録・保留・カナ及び漢字等入力・スピーカーの固定機能釦及び、機能を有すること。

エ 自由に割り当てできる釦を、24 以上有すること。

オ ディスプレイを有し、漢字、カナが表示可能なこと。

カ ハンズフリー機能を有すること。

キ 着信ランプ機能を有すること。

ク 録音データの再生・検索・消去等が可能なこと。

ケ 50 件以上の電話帳登録ができ、登録済みデータを、検索・表示・発信・消去等ができること。

コ 発信履歴及び、着信履歴機能を有し、検索・表示・発信・消去等ができること。

サ 停電時、発着信が可能であること。

(4) 一般電話機（同等性能可とする。）

ア 電話交換設備と接続、連携ができ、現在使用している VoIP-GW を介した大津市消防局内の内線接続が可能であること。

イ 設置場所の庁舎内線が使用できること。

ウ 転送機能を有すること。

エ 壁掛け式は、チェーン等で受話器の転落防止を施すこと。

オ 車庫に設置する電話については、着信時に視認できるフラッシュライトと着信音を増幅できるスピーカーを設けるとともに、電話機付近に当該信号の入切ができるスイッチを設けること。

(5) コードレス電話機（同等性能可とする。）※水上出張所用

ア 外線電話用と内線電話用をそれぞれに 1 式ずつ設置すること。

イ 親機 1 台及び子機 1 台を備えること。

ウ 電話機の塗色を外線電話用、内線電話用で色分けすること。

3 納入機器及び設置台数

設置場所	納入機器	単位	数量
志賀分署	電話交換設備（アナログ 局線 4 回線（内 VoIP-GW 連携 2ch））	式	1
	多機能電話機	台	4
	多機能電話機（コードレス）	台	1
	停電時対応多機能電話機	台	1
	一般電話機（車庫のみフラッシュ機能付加）（壁掛け式箇所含む）	台	10
北消防署	電話交換設備（アナログ 局線 4 回線（内 VoIP-GW 連携 2ch））	式	1
	多機能電話機（壁掛け式箇所含む）	台	11
	多機能電話機（コードレス）	台	1
	停電時対応多機能電話機	台	1
	一般電話機（車庫のみフラッシュ機能付加）（壁掛け式箇所含む）	台	15
西分署	電話交換設備（アナログ 局線 4 回線（内 VoIP-GW 連携 2ch））	式	1
	多機能電話機（壁掛け式箇所含む）	台	4
	多機能電話機（コードレス）	台	1
	停電時対応多機能電話機	台	1
	一般電話機（車庫のみフラッシュ機能付加）（壁掛け式箇所含む）	台	5
水上出張所	ターミナルアダプタ（電話・FAX 接続）	台	1
	コードレス電話機（子機 1 台付き） 外線用①・内線用①	台	2
南消防署	電話交換設備（アナログ 局線 4 回線（内 VoIP-GW 連携 2ch））	式	1
	多機能電話機（壁掛け式箇所含む） ※〔回転台付加設置〕	台	13

	多機能電話機（コードレス）	台	1
	停電時対応多機能電話機	台	1
	一般電話機（車庫のみフラッシュ機能付加）（壁掛け式箇所含む）	台	11
南郷出張所	電話交換設備（アナログ 局線 4 回線（内 VoIP-GW 連携 2ch））	式	1
	多機能電話機	台	2
	停電時対応多機能電話機（壁掛け式箇所含む）	台	1
	一般電話機（車庫のみフラッシュ機能付加）（壁掛け式箇所含む）	台	3
東消防署	電話交換設備（アナログ 局線 4 回線（内 VoIP-GW 連携 2ch））	式	1
	多機能電話機	台	7
	多機能電話機（コードレス）	台	1
	停電時対応多機能電話機	台	1
	一般電話機（車庫のみフラッシュ機能付加）（壁掛け式箇所含む）	台	6
青山出張所	電話交換設備（アナログ 局線 4 回線（内 VoIP-GW 連携 2ch））	式	1
	停電時対応多機能電話機	台	1
	一般電話機（車庫のみフラッシュ機能付加）（壁掛け式箇所含む）	台	3

4 その他

- （１）電話設備切替時、仮設電話を設置し、外線の確保をすること。
- （２）電話交換設備の電源は、甲の指定する位置に接続すること。
- （３）電話機本体に内線番号を明示するとともに、多機能電話機においては、ワンタッチ釦の設定及び明示を
施すこと。
- （４）庁舎の各階に電話機の配置図（内線番号）を明示すること。また、PDF データを提出すること。
- （５）設置場所の職員に対し、説明が行きわたるよう、最低 2 回の取扱い説明を実施するとともに、マニュアルを
作成し配布すること。